

総社市選挙管理委員会告示第7号

総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成17年総社市選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

総社市選挙管理委員会委員長 横田浩一郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)</p> <p>第1条 総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成17年総社市条例第17号。以下「自動車条例」という。）第2条、総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年総社市条例第18号。以下「ポスター条例」という。）第2条又は総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年総社市条例第1号。以下「ビラ条例」という。）第2条の規定の適用を受けようとする者は、自動車条例第3条又はポスター条例第3条又はビラ条例第3条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、自動車条例第3条、ポスター条例第3条又はビラ条例第3条の規定による届出をしなければならない。</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)</p> <p>第1条 総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成17年総社市条例第17号。以下「自動車条例」という。）第2条、総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年総社市条例第18号。以下「ポスター条例」という。）第2条又は総社市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年総社市条例第1号。以下「ビラ条例」という。）第2条の規定の適用を受けようとする者は、自動車条例第3条又はポスター条例第3条又はビラ条例第3条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、自動車条例第3条、ポスター条例第3条又はビラ条例第3条の規定による届出をしなければならない。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。